

母子家庭に対する就労支援にかかわる一考察 ～シングルマザーの就労・自立への途～

和田 謙一郎・吉 中 季 子

【要旨】

母子家庭（特に貧困世帯）が将来への夢を持ち自己実現を目指していくためには、たとえば生活保護受給の母子家庭であれば、「自立支援プログラム」の導入に伴い、稼働年齢層であることと相まって、就労自立支援等を活用することなどにより、まずは、母親の安定した就労を目指すことになる。そこでは、もちろん、母子家庭の実情や母子家庭が貧困世帯になった原因、加えて、母子世帯員（母と子）の安定した就労が険しい状態になっていることの分析も必要である。本稿では、それら母子世帯員の自己決定から自己実現に向けて、公共機関やそこでの相談員等と協働しながら、どのようにして就労につなげ、また、場合によっては受け皿となる民間企業の環境をどのように設定していくべきか問題提起を行う。あわせて、生活保護受給世帯である母子家庭に焦点をあて、A市における生活保護母子世帯の実態やそこでの就労支援等についての検討・考察を行う。

【キーワード】 母子家庭（世帯）、貧困の連鎖、自己決定、就労支援、自立

（本稿には、吉中季子の日本社会福祉学会第55回全国大会報告の一部を含む。あわせて、和田謙一郎担当の進化経済学論集第14集掲載論文を大幅に加筆修正したものも含む。）

1. はじめに

生活保障のための社会保障制度が各種存在しても、その理念・目的と現実の生活の間にある溝は大きい。現存する制度と国民の生活実態との乖離は非常に大きい。本稿では、貧困（生活困窮）世帯、主に母子家庭等（以下、原則として「母子世帯」とする）に的を絞り、その「貧困・低所得」と「不安定な就労」についての現状を確認する。加えて、それら世帯員に対しての「就労支援」の現状について考察する。必要に応じ、就労との関係において、安定した雇用の「受け皿」となるべき民間企業の環境の設定についても注目する。一定の環境が整えば、母子世帯員、特にそこでの母親（以下、原則として「シングルマザー」とする）に対する自己実現を念頭に置いた各種就労支援策も有効に機能するからである。

なお、時間の経過により時代背景が異なり、母子世帯に対する各種施策も疲弊している。それらの改正も若干は進められているが、本稿では、その改正の是非は問わない。

一方で、平成20年度法改正により、社会福祉士資格における就労支援上のソーシャルワーカー（以下、原則として社会福祉士も含めて「SW」とする）の関与についても少しずつではあ

るが始動し始めた。これらのことも念頭に置きつつ、シングルマザーと就労期を迎えた子どもが、安心できる社会において自己実現のための第一歩としての就労に向かう、加えて、その就労を継続し自己実現へと向かう途について考察を試みる。

2. 安定した就労への途とは

1) 母子世帯の収入、就労、その他の現状

注意を要することであるが、母子世帯のすべてが生活困窮・低所得というわけではない。つまり、裕福な母子世帯においては、仮に収入以外の問題は存在するとしても本稿では検討の対象とはしていない。

なお、父母のいる世帯、父子世帯⁽¹⁾と比較するならば、母子世帯の収入（算定方法によっては「所得」という表現も使用される。本稿では以下、原則として収入）は、ほぼ、「3：2：1」の割合といわれてきた時期がある。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成18年度全国母子世帯等調査報告結果」（以下、「全国母子世帯等調査」とする）によると、実際にはその数字は「1」以下の割合となる平均年間勤労収入であり、その額は171万円であった。この金額とは別に、母子等になった理由により国民年金法（昭34.4.16法律第141号）等による公的年金⁽²⁾ないしは児童扶養手当法（昭36.11.29法律第238号）による児童扶養手当⁽³⁾、その他の手当等が支給されている。

シングルマザーが就労している場合の収入を詳細にみれば、平均年間就労収入が100万円未満の者が31.2%、逆に300万円以上の者は12%であった⁽⁴⁾。この割合は、シングルマザーが非正規雇用中心となっているということを推測させる。この非正規雇用者数を推測できるその多さは、結果として、社会保険（特に被用者保険）中心のわが国の社会保障制度に直結する問題となる。つまり、非正規雇用者である場合にその母子世帯員が加入する医療保険は国民健康保険となり世帯員の国民健康保険料（税）の全額負担となり、さらには、シングルマザーは国民年金加入のための保険料負担も重なるのである⁽⁵⁾。

ちなみに、元々「企業福祉」といわれてきたもののなかには、被用者保険（医療・年金）の保険料折半がある⁽⁶⁾が、多くの非正規雇用者であるシングルマザーについては、ほとんどこの対象にならないことを示している。非正規雇用者であるシングルマザーは、就労の不安定、賃金の安さに加えて、実は、母子世帯員の医療や自身の寡婦になった段階からの老後についての大きな不安も持っているのである。

2) 貧困の連鎖を断ち切るためには

岩田正美は、就労と低学歴の関係について「こうした言い方は、しばしば差別的な響きをもっていると受け止められ、あまり好まれない。特に私のような大学教師が使うと・・・」と前置きしながらも、「・・・だが、学歴は、経営者側からみれば人的資本（ヒューマン・キャピタル）であり、多くの資本が投下された人（学歴の高い人）ほど就労機会も労働条件もよいという事実がある。」⁽⁷⁾と論じている。成熟学歴社会のなかでの「不利な人々」の存在の根拠を明確に指摘しているのである。

先の平均年間勤労収入171万円という数字をみれば、母子世帯の子どもが「不利な人々」になることは相当に普遍化されており、一部の者を除いてはその子どもも「就労機会も労働条件も悪くなる」ことになる。母子世帯の問題は、シングルマザーのみならず、あわせてその子どもの将来の問題にもなるのである。

従来、母子世帯となる理由を「死別」中心と考えてわが国の社会保険制度は成熟してきた。旧母子年金・準母子年金、現在の遺族基礎年金は典型的な例であり、母子、準母子を対象とした所得保障制度である。いわゆる福祉六法のひとつである「母子及び寡婦福祉法」（昭39.7.1.法律第129号）も存在する⁽⁸⁾が、その公布・施行を考えれば、国民皆年金時期とほぼ時期を同じくするために、社会保障・社会福祉の世界では、当時はあくまでも母子世帯とは「死別」を中心に考えてきたといえる。

もっとも、母子世帯になる理由も大きく変化し「生別（離婚が多い）」の割合が非常に大きい。また、その数字も多い。その結果、母子世帯に対しては各施策を展開しつつも、実は就労を前提とした「経済的自立」を求める形に変化しつつあるといえる。

しかし、「子育て」をある程度終えている「年齢」のシングルマザーは、特殊な技術・能力等を持たない限り、労働市場では非常にその地位は低いものにされてしまう。「年齢」と「生別・離婚」が直接・間接的にこの地位に大きな影響を与えており、経済的自立を阻むことになる。

決して本稿で触れる母子世帯だけが貧困というわけではないが、父母のいる世帯、父子世帯に比較すると相対的に貧困世帯が多いといえる。シングルマザーの老後の生活保障と子どもの自己決定から自己実現に向けての「自立」を考えれば、子どもが就労に至らない年齢（乳幼児期＜子育て期＞、義務教育期、大学等進学時まで）の場合には、いずれの時期にもシングルマザーの安定した就労は絶対的に必要なものになる。経済的に安定したという環境が設定されなければその子どもも思うように進学できず（つまり低学歴となり、多くの資本が投下された者ではないということになる）、将来的に、安定した就労につながらない可能性が大きくなるのである。母子世帯の子どもは岩田の指摘する「不利な人々」になる可能性が大きく、「貧困の連鎖」となる可能性が大きくなるのである⁽⁹⁾。

加えて指摘するならば、これら「不利な人々」は何かには備える準備がほとんどできていない状態が多い。このことについて、湯浅誠は「諸条件『溜め』の整備」と表現している⁽¹⁰⁾。この「溜め」がなかったら、母子世帯に対する就労支援等の事業を整備しても、実際には思うように利用できない、有効に機能しないからである。この「溜め」の問題については、あくまでも所得保障とあわせての職業訓練導入等の必要性など解決しなければならない課題が多い。

3. A市における生活保護母子世帯の実態、就労支援、自立支援プログラムの導入

1) 調査に関して

本稿にかかわる母子問題についての先行研究について少し触れておく。

母子世帯に対するこれまでの関心については、母子世帯自身が脆弱で貧困に陥りやすい世帯であること（篠塚英子、湯澤直美、藤原千沙他）、二世代以上にわたり貧困が連鎖する状態、すなわち、「貧困の世代的再生産」が起りやすいこと（青木紀）⁽¹¹⁾ などがある。ちなみに、生

活保護を受ける母子世帯の4割が世帯主の育った家庭も被保護世帯⁽¹²⁾とのデータもある。「貧困の再生産」は、再生産された現象に注目するので、その子どもの生活困窮の形成に着目されやすい。なお、子どもが18歳に達すると母子世帯ではなくなり、そこでのシングルマザーは、すでに貧困の主役からは置き去りにされ、さらに見えにくくなっている。この点については、高齢女性の貧困となって出現するいくつかの高齢者女性の研究もある(大塩まゆみなど)⁽¹³⁾。

本章では、生活保護受給の母子世帯(以下、原則として「被保護母子世帯」とする)を対象とし、母子世帯時代のあり方が、その母親の高齢期、あるいは子どもに貧困の再生産といった、将来にわたって生活に影響すると仮定し、被保護母子世帯の実態を踏まえて、若干の課題を見いだすことを目的としたい。

以下、最近の母子世帯施策の動向を踏まえながら、A市における生活保護受給の母子世帯の基礎データを分析し、また今回実施されたケースワーカー対象のアンケートの結果を参考にしながら検討を行う。

2) わが国の母子世帯の特徴とA市の特徴

母子世帯の平均的な「姿」は、厚生労働省が5年ごとに実施している「全国母子世帯等調査」⁽¹⁴⁾により一定の把握ができる。

2003年「全国母子世帯等調査」によると、全国の母子世帯数は1,225,400世帯であり、前回調査(1998年)の954,900世帯から、270,500世帯、28.3%の増加となっている。これら母子世帯の多くが就労しており、その割合は83%(前回調査比+1.9%)であった。なお、これらのうち、常用労働者が39.2%(前回調査+11.5%)、臨時・パートが49%(前回調査比+10.7%)であった。

これら母子世帯の所得は低所得で、平均212万円(前回調査比+17万円)であるが、そのうち就労収入は162万円である(調査時期、収入・所得の捉え方により数字の誤差があり、本稿でもその点は統一できていない)。8割の者が就労しているとはいえ、それらの者はいわば「ワーキングプア」の状態である。

なお、A市における母子世帯に係る状況としては、A市の離婚率は、2001年にピークを迎えた以降、徐々にではあるが減少傾向を示している。ちなみに、2002年のA市は3.05‰(離婚率=人口千人あたりの離婚件数)、2003年は2.83‰、2004年は2.54‰であった。この数字は、全国平均やA市の属する都道府県よりも高い傾向を示しており、全国の場合、同調査では、2.3‰、2.25‰、2.15‰であった。

ちなみに、一般に母子世帯の出現と「児童扶養手当」受給者数は比例すると考えられるため、児童扶養手当の過去5年間の受給者数をみると(表1)、A市、A市の属する都道府県、全国ともに増加傾向にあることがわかる。

表 1 児童扶養手当受給者数

年	A市		A市の属する都道府県		全国	
	人	指数	人	指数	人	指数
2002	7,880	100	70,364	100	759,198	100
2003	7,592	96	77,542	110	822,958	108
2004	8,569	109	81,498	116	871,161	115
2005	9,312	118	84,921	121	911,470	120
2006	9,640	122	87,212	124	935,966	123

資料) 「平成18年度生活保護運営計画書」

ところで、A市の母子世帯数は、2004（平成12）年の国勢調査において5,191世帯、平均世帯人員数は2.69人であった。これら母子世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は1,303世帯、25.1%であった。つまり、母子世帯全体の4分の1が就学前の子どもを抱えていることになる。全国の母子世帯と比較するために「全国母子世帯等調査」をみてみると、末子の年齢が0歳～5歳の子どもをもつ母子は、平成10年の調査時点で17.8%、平成15年の調査時点では22.3%であった（表2）。

表 2 就学前の子どもをもつ母子世帯

		世帯数	平均世帯人員	6歳未満の子どものいる世帯（再掲）
A市 (平成12年)	総数	296,140	2.62人	34,645 (11.7%)
	母子世帯	5,191	2.69人	1,303 (25.1%)
【参考】 全国母子世帯等調査		—	—	平成10年 (17.8%) 平成15年 (22.3%)

注：「全国母子世帯等調査」は母子以外のもの（親・兄弟姉妹など）が同居する世帯も含むのに対し、国勢調査は、18歳未満の子と母のみで構成されている世帯である。

資料) 「平成12年 国勢調査」 総務庁統計局

3) A市における被保護母子世帯

A市における2006年3月の被保護母子世帯数は、1,824世帯となっており、90年代半ばより一貫して増加傾向にある。被保護世帯数全体に占める母子世帯の割合は、ここ数年14%台と横ばいであるが、全国平均の8.6%に比べると高い結果となっている（表3）。

表 3 A市の被保護母子世帯

		A市					全国
年度		2002	2003	2004	2005	2006	2006
人口		799,417	798,928	799,757	840,647	841,446	
被保護世帯(世帯)		9,235	10,284	11,223	12,238	12,987	
被保護人員(人)		14,442	16,149	17,561	19,027	19,892	
保護率(%)		18.1	20.2	22.0	22.6	23.6	
	母子世帯(世帯数)	1,349	1,533	1,669	1,785	1,824	92,609
	構成比(%)	14.6	14.9	14.9	14.6	14.1	8.6

注) 「福祉行政報告例」毎年3月の数値

世帯保護率（千世帯あたり）をみると（表４）、国勢調査実施の2000（平成12）年の全国の世帯保護率は、世帯全体では、15.8‰、母子世帯は94.3‰となっている。同年のA市の世帯保護率は、世帯全体が24.92‰、世帯類型別でみた母子世帯は184.55‰である。全国との比較においてA市の世帯保護率は高い数字を示し、A市の母子世帯の世帯保護率は5.5世帯に1世帯が生活保護を受給していることになる。

表４ 母子世帯の世帯保護率（平成12年）

		世帯数※	被保護世帯数	世帯保護率
A市	全体	297,532	7415	24.92‰
	母子世帯	5,191	958	184.55‰
【参考】全国	全体			15.8‰
	母子世帯			94.3‰

資料)「社会福祉行政業務報告」

※平成12年国勢調査。

次に、被保護母子世帯の様相（母子世帯になった理由・養育費・年齢・保護歴など）をみてる（表５）。平成17年度被保護者全国一斉調査（個別調査）（以下、原則として「全国一斉調査」とする）によれば、A市の被保護母子世帯のうち、「生別」により母子世帯となった世帯が98.1%を占めていた。被保護母子世帯のほとんどが、「離婚」による家計基盤の弱体化により生活保護に至っていることを示しており、本稿では特に注目しなくてはならない数字である。

他方で、元夫からの子どもへの養育費がない世帯は91.6%、養育費の受け取りのある世帯はわずか8.4%となっていた。

ちなみに「全国母子世帯等調査」（平成15年度）で一般の母子世帯の状況と比較してみると、母子世帯のうち「生別母子」の割合は87.8%、「死別母子」が12.0%となっている。また、同調査における生別母子世帯の養育費の受け取りについては、17.7%が養育費を現在も受けている。

表５ 母子世帯になった理由別と養育費の有無

		A市 被保護母子世帯 (平成17年) %		全国母子世帯等調査 %	
生別母子		1,691	98.1 (100.0)	87.8 (100.0)	
	養育料あり	142	8.4	17.7(注1)	
	養育料なし	1,549	91.6	82.2(注2)	
死別母子		33	1.9	12.0	
合計		1,724	100.0	100.0	

(注1) 同調査において「現在も養育費を受けている」割合

(注2) 同調査において「養育費を受けたことがある」、「養育費を受けたことがない」の割合の合計

また、全国一斉調査によるA市の被保護母子世帯では、母子世帯の世帯主（母）の年齢構成は、40歳未満までで6割強を占めている（表６）。さらに、過去に保護歴のあるものは被保護母子世帯166世帯中41世帯（24.7%）、現在の保護受給がはじめてという世帯は122世帯（73.5%）

となっており、現在保護受給中の母子世帯の約4分の1に保護歴があることがわかる。加えて、前回保護廃止から再び保護開始するまでの期間をみると、「6ヶ月未満」で41世帯中16世帯、「6ヶ月から1年未満」が3世帯、「1年から3年未満」が12世帯となっている。再度保護を受給する母子世帯のうち、半年以内に約4割、3年以内でみると4分の3が再び生活保護を受給している（表7）。

表6 母子世帯の年齢構成

	人	%
～20歳未満	1	0.6
20～40歳未満	101	60.8
40～49歳	49	29.5
50～59歳	14	8.4
60～69歳	1	0.6
合計	166	100.0

表7 保護歴の有無

		世帯数	%
保護歴あり		41 (100.0)	24.7
前回廃止からの期間	6ヶ月未満	16 (39.0)	9.6
	6ヶ月～1年未満	3 (7.3)	1.8
	1年～3年未満	12 (29.3)	7.2
	3年～5年未満	2 (4.8)	1.2
	5年～10年未満	4 (9.8)	2.4
	10年以上	4 (9.8)	2.4
保護歴なし		122	73.5
不明		3	1.8
合計		166	100.0

資料：表6,7とも平成17年被保護者全国一斉調査

4) A市における母子世帯にむけられる「まなざし」

生活保護受給世帯とその支援に重要な関わりをもつのが、生活保護担当のケースワーカーである。本調査によるケースワーカーを対象としたアンケートより、ケースワーカー自身が日頃感じている母子世帯への支援に対する意見の整理を若干試みた。アンケートは主に選択方式であるが、分析に用いたのは、自由記述の回答をもとにしている。

i 困難ケースと感じている母子世帯

- ・母子家庭で同じ父親の子どもが毎年生まれるケース。
- ・母子家庭で役所に秘密で交際している男性からの金銭的援助があると推測される母親。
- ・不就労の母子ケースの就労指導。
- ・就労阻害要因がないのに働かない母子ケース。
- ・就労意欲がないものに指導するときストレスを感じることがある。
- ・色々なことから就労が難しいと思われるとき(年齢、求人状況、学歴、職歴など)でも就労指導をしなければならないときが困る。
- ・外国人の母の母子世帯(言葉、文化の問題、就労先確保の難しさ、同国人のネットワークがあるようで生活がみえにくい等々)。
- ・若年母子(特に理解力が低い場合。筆者註、社会適応性が低い場合。)
- ・母子の虐待のあるケース。
- ・母子世帯の子どもがいじめにあうケースもあり、不登校であることが目立つ。

ii 現代の生活保護制度や運用について

- ・一般世帯と保護世帯の金銭感覚に差があるように感じる。特に母子世帯の受給額は多すぎて、就労意欲を低下させ、自立の妨げとなっている。
- ・母子加算（註、当時の問題として、以下同じ）が高い。
- ・不正就労の確認、母子世帯の男性関係等、家庭訪問だけで状況把握できない場合がある。
- ・制度のせいでむしろ人間の意欲や力を奪う結果を招いてしまいがちなことが残念。
- ・生活保護制度がやはりもう時代とはあっていないように感じる。それは不要ということではなくて、生活保護制度だけでなく、それを含めた社会保障制度全体を見直す必要があると思う。保護の水準にも関わるが、保護にくるまでの社会保障制度が少なく、問題が生じると直で生保にくることが多い。このことは保護世帯の増加を招くかもしれないし、何よりいったん保護開始をすると段階を踏んで橋渡しをしていけるような制度が少ないように思うため、自立も難しくなるように思う。
- ・世帯が核家族化し、単身世帯が増えている。親兄弟・親子関係が近年ますます希薄化し扶養をほとんど望めなくなっている。単身世帯であると自身に何かあるとすぐに生活保護に転落する。（社会保障の低下＜他法他施策の低下＞等が原因）。

iii その他

その他の意見としては、「地域的な特徴に由来する母子世帯の事務量の多さ。母子世帯の比率が市内でも集中する地区があり、就労指導、収入認定変更業務、子どもの進路相談、高校の就学費支給事務が多いため、ケースワーカーの事務にも負担がかかる。」といった指摘があった。また、ケースワークにおける悩みとして、「生活実態が見込みと違うとき(母子世帯の前夫との関係、居住実態など)裏切られた感がし、やる気がなくなる。」といった意見があった。「やりがい」に関する意見としては、「ケースに感謝された」「ケースが就労に結びつき自立した」「信頼関係が結べた」という意見がほとんどを占めていた。

以上のように、ケースワーカーのアンケートからは、被保護母子世帯への関わりで困難を感じているのは、特に「就労指導」時に、「就労意欲がないもの」への指導、行政機関におけるケースワーカーとしての立場上、現状は状況的に就労に限界があると感じても、とりあえずの就労支援を行わなければならないなど、就労支援に関するものが多かった。また、それらの「就労阻害要因」として、個人の意欲や、生活保護給付水準や母子加算が高い（当時）といった、生活保護制度自体に起因を求めている意見が若干見られた（母子加算の問題については、本稿とは別に検討を要する内容である）。

5) A市における被保護世帯と就労の実態

A市の被保護世帯の世帯類型別にみる「世帯主」の就労率についてみると、高齢者3.5%、障害者5.8%、傷病者5.0%、母子世帯50.3%と、圧倒的に母子世帯の就労率が高くなっている（表8）。参考までに一般の母子世帯の就労率は、全国が83.0%、A市の属する都道府県が83.1%と、ともに8割を超えていることから、生活保護を受けている母子世帯の就労率は一般の母子世帯

に比べ低いことが確認できる。

表8 労働類型別・世帯類型別に類型構成比（A市被保護世帯・一般母子世帯）

A市の被保護世帯 ¹⁾					【参考】一般母子世帯		
	高齢者	障害者	傷病者	母子世帯		全国 ²⁾ 2003年	A市の属する 都道府県 ³⁾ 2005年
世帯主が就労 %	192 3.5%	92 5.8%	161 5.0%	917 50.3%	母が就労	83.0%	83.1%
世帯員が就労 %	27 0.5%	38 2.4%	157 4.9%	25 1.4%			
非稼働世帯 %	5,208 96.0%	1,459 91.8%	2,874 90.0%	882 48.4%	不就業	16.7%	16.6%
合計	5,427 100.0%	1,589 100.0%	3,192 100.0%	1,824 100.00%			

1) 福祉行政報告例 平成18年3月

2) 厚生労働省「全国母子世帯等調査」2005年1月

3) 当該都道府県の母子寡婦福祉連合会に委託調査したもの

また、A市の被保護母子世帯の就労状況については、全国一斉調査より数字を挙げると、被保護世帯のうち就労しているのは、「期間の定めなし」と「期間の定めあり」をあわせ、166世帯中74人、44.6%となっている。雇用形態の内訳は、「常用（期間定めなし）」が44.6%と最も高くなっている。

さらに、被保護母子世帯の就労収入についてみると、「5万円～10万円未満」は45.6%、「5万円未満」は24.1%、「10万円～15万円未満」は20.3%、「15万円～20万円未満」は10.1%となっていた。全体として10万円未満までの収入が7割を占め、ほとんどがパート・アルバイト15万円等の非正規労働であることが推測された。

加えて、世帯主が「不就労」である母子世帯の87人のうち、不就労の要因を詳しくみたのが表9である。「精神病」が2人（2.3%）、「精神障害」が22人（25.3%）と、世帯主が精神疾患や精神障害に起因する不就労の世帯が合わせて27.6%存在することがわかる。一方で、世帯主が障害や傷病をもたない母子世帯が37人（42.5%）存在していることもわかる。また、不就労87人のうち、「その他」、「なし」と答えた人では、末子の年齢が就学前の子どもを持つ母子世帯は21人（24.1%）であった。

表9 不就労である母子世帯の世帯主の障害・傷病

障害・傷病 種別	人	%	備 考
精神病	2	2.3	→うち、末子が就学前の子どもを持つ世帯21人(24.1%)
精神障害	22	25.3	
その他	26	29.9	
なし	37	42.5	
合計	87	100.0	

資料：平成17年被保護者全国一斉調査

6) A市の被保護者就労促進事業

A市が2003（平成15）年から取り組んでいる事業として「被保護者就労促進事業」がある。この事業は、就労支援に関する専門知識及び経験を有する職員（就労支援相談員）を活用し、被保護者へ就労の支援、被保護者の自立助長を及び就労促進を図ることを目的として行われる事業である。対象者の選定にあたっては、「稼働年齢にあり、就労可能な状態」にある者を対象としているため、他の世帯に比べ、母子世帯は就労対象となりやすい実態がある。就労支援対象者が291人に対して就労開始者数が107人、うち46人は母子世帯でありその割合は43.0%であった。

7) 考察

被保護母子世帯の様相をA市でみてみると、20代～40代で6割を占めており、約4分の1が過去に生活保護受給歴があった。母子世帯といってもほとんどが「離婚」による母子世帯であり、そのうち養育費がある母子世帯は1割にも及んでいない。また、被保護母子世帯の世帯主（母）のうち、4割から5割が就労をしている。収入額は、毎月10万円未満が全体の7割を占めていた。

A市の特徴としては、母子世帯の世帯保護率が高いことが注目される。加えて被保護者世帯全体に占める母子世帯の割合が全国に比べると2倍近くとなっている。そのようなことから、生活保護ケースワーカーが母子世帯へ向ける「まなざし」では、特に「就労指導」の困難性を感じている意見が多く、母親の個人的な要因で「指導が難しい」と捉えられている一面もあった。また、その背景には「高すぎる給付水準は自立の意欲を削ぐ」と、制度に起因を求める傾向もあった（このことには賛否両論あろう）。

「働いていない状況」を探るために、被保護母子世帯のうち、不就労の母子世帯の世帯主（母）についてみてみると、「精神的な問題」を抱えている母親が4分の1存在したことが明らかになった。また、それ以外の母親では、末子の子どもの年齢が「就学前」の年齢の子どもをもつ母子世帯も約4分の1存在した。このように、生活保護受給母子世帯の実態の分析から推測できる「不就労の原因」は、本人の精神的な疾患の問題、子どもの末子の年齢、保育状況、学歴など多様な要因が複雑に関係していると思われる。

母子加算の廃止（当時）については、ケースワーカーの意見でもあったように、その廃止案の提案理由は、「被保護母子世帯の給付水準が保護を受けてない母子世帯より消費水準が高い」こと、「自立を促進するためには給付水準を引き下げる必要がある」と説明されていた。母子福祉の政策的な方向は、就労促進費や予算請求案などでみられるように、さらに就労支援を強化するような傾向があり、給付水準の切り下げ、就労支援などの経済的な解決を求めようとしているのである。

この点に関して、後藤玲子が被保護母子世帯と生活保護を受けていない低所得母子世帯との比較を「潜在的アプローチ」の観点から興味深い指摘を行っている。簡単に紹介しておくと、保護を受けていない低所得母子世帯には、生活必需品と考えられている財やサービスを節約し、生活を厳しいと感じている傾向が強い。しかしその反面、通常、選択項目と考えられている子

どもを通じた社会活動、自分や子どもの投資に所得や時間を振り向けようとする傾向があると
する。事実子どもの進路については大学進学まで希望している割合が高いこと、相談相手も多
く持つことなどを指摘している。

一方、被保護母子世帯の場合、通常、生活必需品と考えられている財やサービスは、保護を
受けていない低所得母子世帯よりも高い消費水準であると認めながらも、社会活動や将来の設
計に向かう支出を抑える傾向があると指摘している。大学進学を希望する割合も低く、相談に
乗ってくれる人も少ないという。

さらに、これについては、社会活動や将来設計に向かう支出は必需品ではないため、必需品
ではないものへの支出は「社会的な抵抗感を強く伴う」からだとも指摘している⁽¹⁵⁾。

以上の後藤の指摘からしても、単に給付水準を切り下げて就労支援するといった目先の経済
的な解決よりも、社会的なネットワークの構築やなど、将来にわたって母子世帯の自立を促進
するための支援も必要になる。母子世帯においては、単純な母親の就労支援に重点が置かれが
ちであるが、シングルマザーが働いているあいだの子どもの支援や、それが貧困の再生産を阻
止するような支援、あるいは、保育の充実や、子育てが両立でき、経済的にも安定した労働政
策も必要となろう。

そのためには、単純に「不就労」の原因を個人的要因に帰結するのではなく、母子を取り巻
く環境的・社会的要因についても検討していく必要があり、さらに詳細な調査・検討を要する。

同時に、「就労支援」を受けないケースに対しては、まず被保護者との信頼関係を構築する
ことが重要であるが、最初から回避している人や不安感・不信感を持っている人に対しては、ケ
ースワーカーだけでは全て解決するのは困難なのである。どのような対応が本人にとって有効
であるか、援助を体系的・組織的なものとする自立支援プログラムの実施等により、対応を検
討していくことも更なる課題である。今回は、母子世帯と高齢女性世帯のみの実態と支援の状
況のみの分析にとどまった。母子世帯が「母子世帯」ではなくなったとき、すなわち「寡婦」
となったときの 詳細な調査も今後の課題となろう。

4. 企業福祉の新たな展開～母子家庭の自己決定から自己実現に向けての支援～

従来から「企業福祉」という表現は使用されてきたが、そこでの企業福祉とは、被用者やそ
の家族に対してのもので金銭的なものや福利厚生施設の整備等が中心であったといっていよい。
この企業福祉とは、いわば被用者の帰属意識を高めてあらゆる生産性を向上させるための手段
であり、相当に、本稿で論じる民間企業の役割とは意味が異なるものである。本稿での立場は
社会福祉サービスの「受け皿」となり、一部では「担い手」にもなり得るものなのであるから
である。

民間企業は、営利を追求しなければ成立しない。営利を追求する企業に対してボランティア
精神だけを求めることはできない。現在のように経済状態が悪化すれば雇用状態も悪化する。

「格差社会」の問題は別の機会に論じるとしても、過去とは異なり、山田昌弘の少し乱暴な表
現を借りるならば「女性であっても、能力があれば仕事で活躍でき・・・男性であっても、
仕事能力が優れていない人は、フリーターになるリスクを負う社会」⁽¹⁶⁾ が現在の社会なので

ある。仮に専業主婦志向が強い中で「生別」割合が増加するならば、その「能力」があるか否かで、母子世帯就労支援策にも変化が生じる可能性が大きい。「好む好まざるとにかかわらず、雇用は、企業側の都合で決まる。雇われる側の都合で決まるわけではない・・・パートタイマーとして就労する動機は個人的でも、パートタイマーを生み出し継続し縮小あるいは拡大するのは、個人の都合ではなく雇う側の都合なのである」⁽¹⁷⁾。つまり、非正規雇用とされる者は、本質的に雇う側、つまり民間企業の都合により生じているわけである。これらの問題に、本稿で強調している就労支援策は立ち向かわなくてはならないのである。

「基準」についての是非はあるが現在の社会とは実に不平等なものであり、人間としての不平等を解消しまずは同じスタートラインに立つために、「機会の平等」については、国家側の国民に対する保障として必要なものとされている。ただし、進学後・就労後の問題にまで国家が必要以上に干渉するものではない。もっとも、スタートラインの段階で、「学歴の差」など「機会の不平等」も生じていれば、結果的には当然、進学後・就労後にも大きな差がつく。

他方で、被用者の感情も、実はその時の経済の状態にも左右されるものである。元来、労働契約期間が無期限ないしは1年間（その他の有期契約もある）とされてきたのは、憲法上保障されている職業選択の自由、つまり、労働条件のよい職場に転職したい時に、労働契約期間を根拠に転職できなくさせられることを防ぐためのものであった。

その保障が、経済状態が悪くなると、被用者は長期の契約を求める生活の保障を主張しはじめる。つまり、その時の経済状態により「職業選択の自由」が「労働契約期間の長期化・安定化」についての保障の要求に変化するのである。もちろん被用者の各種権利保障は必要であるが、憲法に保障されている権利については簡単に力点を替えてしまえば雇用者側を保護できない。

もっとも、このようななかでも恒久的に、「憲法上の保障や労働関係諸法」と「民間企業の本音」の谷間に陥ってしまう者が、たとえば母子世帯員としてのシングルマザー（その子どもの成長後も含める）なのである。

一方で中小企業の場合には、従来の「企業福祉」ですら達成不可能な場合が目立つ。たとえば「社会保険料倒産」とさえ皮肉られ事態も生じ、「社会保険料徴収の不正」⁽¹⁸⁾といった大問題も生じたことは記憶に新しい。このような状態では、母子世帯員のシングルマザーの雇用を積極的に進めようにも、やはり民間企業側にも都合がある。そこではもはや「人に仕事を合わせる」といった理想は通用せず、民間企業側の都合が最優先されることになるのである。

社会福祉を論じる立場に立つならば、A市の実態をみても分かるように、たとえば子どもが就労時期に至っていない母子世帯員の自立の前提には、とにかくシングルマザーの自己決定から自己実現までの適切な援助が必要となる（経済的な自立が一応成立っている母子世帯の問題はここでは除く）。ただし、あくまでも、民間企業側のニーズに応えきれだけの能力がシングルマザーに求められることになる。もっとも、元々その能力を保持し活用していれば貧困状態である場合は少ないであろう。

以下、関係するプログラムや各種事業の概要を眺めながら、あわせて企業福祉の新たな展開を検討してみる

仮に、生活保護受給世帯の者であれば（特に、ここでは母子世帯）、「最低生活の保障」を前提に、「日常生活自立」「社会生活自立」「就労自立」そして「自己実現」へと向かう。SWの役割は、主に、「日常生活自立」「社会生活自立」「就労自立」にかかわる部分となるが、母子世帯というだけであり、就労にかかわる阻害要因がなく就労意識があるのであれば、「就労自立」に援助が移る場合もある。ただし、（元）夫からDVを受けていたなど、あるいは子どもが乳幼児であるなど課題がある場合には、その課題を解決していくことが前提となる。

母子世帯のみに的を絞るならば、「母子自立支援プログラム策定事業」による福祉事務所とハローワークの協働による児童扶養手当受給者（児童扶養手当受給者は遺族年金受給者ではない）の就労支援が実施されているが、平成17年6月から平成20年2月までのモデル実施によると、就労率は53.2%とされている⁽¹⁹⁾。

具体的な流れは、福祉事務所により児童扶養手当受給者の選定、ハローワークへの要請、ハローワークないしは福祉事務所内で、就労支援メニュー選定チームを設置し、福祉事務所担当コーディネーター、ハローワーク担当ナビゲーターによる支援対象者への面接、各メニュー⁽²⁰⁾から支援対象者に応じてメニューを選択、ハローワークへの求職申込み、メニューの実施、就労による自立への流れとなる⁽²¹⁾。たとえばメニューにある「トライアル雇用」を活用する場合には、当然に民間企業の協力も必要になる。

他方で、資格社会のなかでは、経済的自立に有効な国家・公的資格取得もあるが、これらについては、時間・費用負担、もちろん子どもの年齢等も考慮しなくてはならない。

なお、各種就労支援を前面に出して、生活保護制度改正による「就労型給付」や「遺族基礎年金」「児童扶養手当」等のさらなる支給制限等を行うことは、繰り返しになるが「就労支援」の積極性にはつながらない。要は、個別性がありその対応が必要なことについては、普遍化できる部分は普遍化した制度を持続したうえで、あわせて就労支援という個別化される対応が生きてくることになるのである。そうしなければ、就労支援の名の下で一部の母子世帯に対してはこれまで以上の社会的な排除が大きくなる可能性があるからである。

本章では「企業福祉の新たな展開・・・」とも示しているが、この「企業福祉」について、仮に被用者中心の「社会保険制度」が終焉するならば⁽²²⁾「社会保険」のうち公的年金は最低保障年金となり、公的扶助（特に生活保護制度）との関係が難解なものになる。そのようななかで、シングルマザーが被用者保険の被保険者として納める社会保険料が、被用者と雇用者で被扶養者・被扶養配偶者の生活保障のためにも使用される結果になることは、たとえ一部であったとしても好ましいものとはいえない。裕福な世帯であれば、被扶養配偶者は無理に働く必要がないにもかかわらず、一方で、制度上、シングルマザーが懸命に働き保険料を納め、これらも被扶養配偶者の生活保障にも関わることになっているからである。

被扶養者・被扶養配偶者が正規雇用として「働く機会がない」のか、「働かなくてもよい」のかによって状況が大きくこととなるが、旧・企業福祉について終焉、そして新たな展開を考えるのなら、たとえば、巷でよく使用される表現としての「年間103万円の壁（非課税）」「130万円の壁（被扶養者となれるライン）」といった考え方について、少なくとも自己決定の結果により「働かなくてもよい」とする後者には、もはや積極的に新しい企業福祉の対象とする必要性

はないと考えて、新たな施策を展開することなどが必要となる。これらは、企業福祉によるシングルマザーに対する現物給付への変化の糸口と捉えてもよいであろう。

一方で、自己決定から自己実現に向かおうとするシングルマザーに対して、社会福祉サービスが関与する部分を経た後に、能力を備えたシングルマザーを積極的に雇用し働きやすい環境を設定する役割を民間企業が担う、すなわち、企業福祉の新たな展開のなかのひとつとしてこの問題を担うことには批判なく無理がないものであろう。

5. まとめにかえて

本稿の「3.」「4.」において、貧困世帯である母子家庭（A市）の実態と民間企業の本音を比較して眺めてみた。なかなか思うように連関させることができない。貧困世帯である母子家庭の実態の把握から、生活保護等の受給、その母（後に子が就労時期に至ったとき）の就労阻害要因、就労支援に至るまでの母子世帯の環境の設定、就労支援、受け皿となる民間企業の本音と建前、そして今後のあるべき姿へと、実に道程には険しいものがあるからである。また、それらをつないでいく役割を担う者にも、現在、非常に重責を課されていると思われる。

一方で、たとえ一部ではあっても、従来から存在している母子世帯員の者への民間企業による差別は許されるものではない。加えて、現在では、差別ではなく、母子世帯員、その母親が「機会の不平等」の対象になる可能性が大きいことも問題になる⁽²³⁾。

他方で、旧「企業福祉」とは異なり、先にも触れたように、民間企業の営利を目的とした経営と自己決定から自己実現に向けての母子世帯員の自立を連関させて論じることは難解なものであることも念頭に置かなくてはならない。家族についての旧モデルが思うように使用できず、かつ、母子世帯員を対象とした社会保障制度が疲弊しているなかで、民間企業に問題解決を全面的に転化するわけにもいかない。結局は、民間企業も、生産性にかかわる「技術」「能力」「働く意思」等があれば、シングルマザーを積極的に雇用する受け皿になることが重要となろう。また、それまでのプロセスには行政側も積極的に関与しなくてはならない。

さらには、A市をみても、また、全国的にも「生別（離婚）」中心の母子世帯の増加を考えれば、もはや「死別」「生別」を分けずに（公的年金については、死別以外は社会保険化できないと思われるが）施策を展開する必要がある。本稿でのA市をみても分かるように、その母親の「年齢」と「不就労の原因」を考慮したうえでの強化された就労支援策を普遍化することが望ましいが、実は現業員であるケースワーカーのすべてが前向きに考えているわけでもない。

繰り返しになるが、ケースワーカーにのみ責任を負わずに、社会的なネットワークの構築など、長期的な母子世帯の自立促進のための支援も必要とされ、シングルマザーに対する単純な就労支援というよりも、シングルマザーが働いている時間帯の子どもへの支援や、もちろん子どもの将来を考え貧困の再生産を阻止するための支援、子育てが両立でき経済的にも安定した労働政策も必要になる。あわせて「不就労」の原因を決して個人的要因に帰結せず、母子世帯を取り巻く環境的・社会的要因についての考慮も必要となる。いかなる対応がシングルマザー一個々にとって有効であるか、個別性を尊重しながらの援助を体系的・組織的なものとする自立支援プログラムの実施が必要なのである。

そのうえで、あくまでも自己決定を前提としたシングルマザーの就労への支援と、能力等を備えたシングルマザーの自己実現のための民間企業が存在が必要となるのである。つまり、受け皿の存在こそが安定した就労につながり、母子世帯の子どもの就学機会もより均等なもの（結果としての、就労機会の均等）に近づくことに注目した施策の展開が必要になるのである。それらは「貧困の連鎖」を少しでも防止し、母子世帯員（母と就労期を迎えた子）もある程度は競争社会にも参加できる体力を持たせることにもつながる。旧・企業福祉を「不利な人々」を考慮するための民間企業による直接・間接的な援助にシフトしていくことが、母子世帯員（母と就労期を迎えた子）に対しての公的な就労支援、そして、それらを民間企業がバックアップしていくシステムの確立につながっていくのである。なお、人的支援としても、本稿で論じてきた支援にかかわる生活保護ケースワーカーをはじめとするSW、本稿では直接は触れていないがジョブコーチ等の役割が大きいことも、もちろん忘れてはならない。

（本稿については、「1. 2. 4. 5」を和田謙一郎が担当し、「3」を吉中季子が担当した。なお、ケースワーカーからの聞き取り調査など匿名を条件としたものがあったために、調査対象とした市をA市とし、調査資料名も抽象的な表現にとどめたことなど、ご了承願いたい）

註)

- （1）父子世帯も子ども中心の生活となれば転勤や残業等の制約もあり、父母のいる世帯より収入・所得は少ない。なお、父子世帯にも母子世帯に準じた社会福祉制度上のサービスがある。
- （2）母子年金・準母子年金から昭和61年4月に裁定替えされた遺族基礎年金は、やはり母子・準母子が給付の対象となる。
- （3）児童扶養手当（所得制限がある。また、遺族年金受給者は対象外）は、平成21年度の段階で、児童1人の場合は月額41,720円（一部支給の場合には所得に応じて41,720円~9,850円）である。2人目は5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円の加算になる。なお、平成22年度8月より父子家庭も対象となった。
- （4）厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成18年度全国母子世帯等調査結果報告」
- （5）平成21年度の段階で、国民年金保険料は月額14,410円である。国民健康保険料（税）は各自治体によって異なる。いずれも全額自己負担である。
- （6）被用者保険の保険料は保険料率を被保険者の標準報酬月額に乗じる形で導き出され給与から天引きされる。本来の保険料は原則折半となるが、この折半の負担が雇用者側の大きな負担となっている。旧来の被用者中心に考えた「企業福祉」のひとつである。
- （7）岩田正美「現代の貧困－ワーキングプア／ホームレス／生活保護」pp.141-145（筑摩書房2007）
- （8）当該法律は、母子家庭と寡婦のみならず、法改正により、母子家庭等、母等という表現に改められた、一部、父子家庭、父も対象となっている。
- （9）岩田は、「福祉国家の制度自体が、ある人々には『有利』に働き、別の人々には『不利』に働くなら、結果として、特定の人々を貧困から抜け出せなくする役割を、こうした制度自体が果たしてしまうことになる。」「（不利な人々の存在について）日本の福祉国家の仕組みは、高学歴かつ正規雇用者で資産も家族もある人々には『やさしい』一方で、低学歴で未婚もしくは離婚経験があって非正規雇用で転職も多く、資産も家族がない人々には『やさしくない』とみることができる」とも指摘している。

る。前掲（7）岩田 pp.188-189

- (10) 湯浅誠「反貧困」pp.85-95（岩波新書2008）。なお、湯浅はここで、2007年10月22日の朝日新聞の記事を紹介し、『就労支援、現実離れ』・・・母子家庭に対する就労支援の一事業である『常用雇用転換奨励金』（常用雇用を前提にシングルマザーを雇用した企業に一人当たり三〇万円の奨励金を出す制度）の実施状況は、東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川など多くの自治体で〇パーセント。その制度を利用して正社員になれたのは、4年間でわずか九二人だったという」との記事を用いて、各事業を利用できない事情に対する考慮のなさを批判している。
- (11) 青木紀『現代日本の「見えない」貧困』（明石書店2003）
- (12) 朝日新聞2007年9月4日
- (13) 大塩まゆみ「日本における高齢貧困の女性化」『同志社大学社会福祉学』No.3(1989.12)pp.52-66（1989）
- (14) 厚生労働省が5年ごとに実施している調査。例外的に2006年11月1日に実施している。2006年の調査は、抽出調査のため母子世帯数などは集計されていないため、必要なものは前回調査（2003年）の結果を用いる。
- (15) 「思想」No.983所収、後藤玲子「正義と公共的相互性—公的扶助の根拠」pp.82-99.（2006）
- (16) 文春新書編集部編「論争 格差社会」所収、山田昌弘「希望格差社会の到来—努力が報われる人、報われない人」p.83（文藝春秋2006）
- (17) 前掲（16）所収、日垣隆『格差社会』なんか怖くない—サバイバルのための子育て術」p.237
- (18) 大きな社会問題となったが、被用者に無断で雇用者側が保険料を算定する際には標準報酬月額を意図的に下げ、雇用者側の負担する折半の保険料を下げたケースも時間が経って証明されてきた。この場合、被保険者は正規の保険料を給与から天引きされているので、本来の被保険者負担分の一部は雇用者側の不当利得となっているし、また、被保険者の年金保険給付が大幅減になっている。旧社会保険庁職員の関与も疑われている。
- (19) 厚生労働省社会・援護局保護課作成。東京、大阪、その他14の政令指定都市でモデル実施したもの。
- (20) このメニューには5つのメニューがあり「ハローワークにおける就労支援ナビゲーターによる支援」「トライアル雇用の活用」「ハローワークにおける公共職業訓練の受講あっせん」「生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨」「一般の職業相談・紹介の実施」である。なお、自立・就業を考慮した母子家庭に対する施策全般（先のメニュー活用部分も含む）としては、「経済的支援（母子福祉資金など）」「子育て・生活支援策（母子家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭生活支援事業など）」「就労支援策（母子家庭等就業・自立支援事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業、母子自立支援プログラム策定等事業など）」「養育費の確保策（児童扶養手当など）」等の各施策が展開されているが、とにかく母子世帯の経済的自立のためには「就労支援策」が大きな役割を持っているといえよう。
- (21) 社会福祉士養成講座編集委員会編「就労支援サービス」p.95（中央法規2009）
- (22) 現代の「企業福祉」問題については、橋本俊詔「企業福祉の終焉—格差の時代に対応すべきか—」（中央公論新社2005）などが非常に詳しい。
- (23) 前掲（16）所収、佐藤俊樹『『勝ち負け』の欲望に取り憑かれた日本—『不平等ブーム』のなかで—」pp.200-201

（その他の参考文献）

マジェラー キルキー、渡辺 千寿子監訳「雇用労働とケアのはざま—20カ国母子ひとり親政策の国際比

較」(ミネルヴァ書房2005)

門倉貴史「ワーキングプア いくら働いても報われない時代が来る」(宝島社2006)

NHKスペシャル『ワーキングプア』取材班「ワーキングプア 日本を蝕む病」(ポプラ社2007)

東京ソーシャルワーク編「How to 生活保護2008年度版」(現代書館2008)

大山典宏「生活保護 vs ワーキングプア 若者に広がる貧困」(PHP研究所2008)

中央法規編「平成21年1月改訂 社会保障の手引 施策の概要と基礎資料」(中央法規2009)